

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	国際標準化に向けた <b>JIS</b> 制定手続の短縮化および英語原案の容認
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	現在、国際提案を前提とした <b>JIS</b> については、日本語の <b>JIS</b> をもとに英訳を行っているが、双方の言語の思考の文化的背景の差が出てきて、それが要件記述の品質低下になり、ひいては国際標準として成立するハードルが高くなる危険をはらんでいる。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	工業標準化法 3 条第 1 項、日本工業標準調査会規則 6 条、日本工業標準調査会運営規定
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>1. ISO や IEC の国内ミラー委員会にて作成した仕様を <b>JIS</b> 規格として制定する際の手続き期間を極端に短縮すべきである。</p> <p>2. 企業が投資して作成した仕様を、迅速に国際社会へ還元してその恩恵を受けられるように、国際提案を前提とした <b>JIS</b> 規格については、日本語 <b>JIS</b> の英訳ではなく、最初から英語で作成することを認めるべきである。</p>